

# 株式会社また旅くらぶ

## 国内募集型企画旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

お申し込みの前に必ずご確認ください。

### 第1項 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は株式会社また旅くらぶ（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することとなります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程にしたがって運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット・ホームページ等（以下「パンフレット等」といいます。）・本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）並びに標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

### 第2項 お申し込みと旅行契約の成立

- (1) ご来店等対面でお申し込みの場合  
所定の旅行申込書にご記入の上、パンフレット等に記載の申込金又は下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金（お一人様）	申込金
40,000円未満	旅行代金全額
40,000円以上100,000円未満	20,000円
100,000円以上250,000円未満	30,000円
250,000円以上	50,000円

### (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合

- 当社は、電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けることがございます。この場合、予約の時点で旅行契約は成立しております。当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と本項(1)に定める申込金を提出していただきます。この期間内にお客様から申込書の提出と申込金の支払いがない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (3) ホームページ上でお申し込みの場合  
お申し込みやお支払いの方法、契約の成立等については、ホームページ上でご案内するところによります。

### (4) 団体・グループでのお申込み

- (1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定め、当社にお申し込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行契約に関する取引は、契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、当該旅行参加者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が当該団体・グループの参加者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任したお客様を契約責任者とみなします。
- (5) 旅行契約は、上記(1)(2)の場合、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時に成立いたします。
- (6) 旅行契約後は、旅行条件書に記載の旅行条件、及び旅行手配のため、必要な範囲内で個人情報の提供について同意をいただいたものとみなします。

### 第3項 お申し込み条件

- (1) 特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申し込みをお断りする場合がございます。
- (2) お申し込み時点で18歳未満の方は、一定の場合を除き親権者の同意書が必要です。16歳未満の方は、一部のコースを除き保護者の同行を条件とする場合がございます。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっておられる方、および不自由な方、ご高齢の方、妊娠中の方、補助犬を同伴される方、その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込み時にご旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。また、いずれの場合も、旅行内容や実施条件、現地事情、運送・宿泊機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施が難しいと当社が判断するときは、お申込みをお断りさせていただきます場合があるほか、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担となります。
- (4) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により保護を要する状態であると認められたときは、当社は必要な措置を取る場合がございます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社では別途の旅行条件で別行動に係る手配をお受けする場合がございます。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無・予定日時等について、必ず添乗員若しくは現地係員にご連絡ください。
- (6) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断するときは、その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合がございます。

- (7) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明したとき、お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求・行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったときは、ご参加をお断りする場合がございます。

### 第4項 契約書面と確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、お客様に旅行契約後すみやかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は、パンフレット等及び本旅行条件書等により構成されます。ただし、既にお申し込み時点でこれらを交付している場合、あるいはお客様の使用される通信機器を利用してこれらを提供している場合はこの限りではございません。
- (2) 確定した旅行日程、主要な運送機関及び宿泊機関の名称等が記載された確定書面（最終日程表）は、旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の場合には、旅行開始日にお渡しする場合がございます。なお、確定書面お渡しし前であっても、問い合わせをいただいた場合は手配状況についてご説明いたします。

### 第5項 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) 通信契約を締結したときは、当社が、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。

### 第6項 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した以下のものが含まれます。
- (1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。)
  - (2) 宿泊料金及び税・サービス料金
  - (3) 食料料金及び税・サービス料金
  - (4) 観光料金（バス等の料金、ガイド料金、入場料金等）
  - (5) 添乗員同行コースの添乗員経費、団体行動に必要な心付け
  - (6) 消費税等諸税・サービス料金
- ※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しいたしません。
- ※上記はコースにより異なる場合がございます。その場合は、当該コースのパンフレット等に記載の旅行条件によります。

### 第7項 旅行代金に含まれないもの

- 第6項に記載したものは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超えるもの。)
  - (2) クリーニング代、電話料金、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用等
  - (3) 一人部屋を使用される場合の追加料金
  - (4) ご自宅と集合・解散地間の交通費や旅行開始・終了前後の宿泊費等
  - (5) 希望者のみが参加するオプションツアーの代金
  - (6) 空港施設使用料等（パンフレット等にも含む旨明示した場合を除きます。)
  - (7) 傷害・疾病に関する医療費・保険料等
- ※上記はコースにより異なる場合がございます。その場合は、当該コースのパンフレット等に記載の旅行条件によります。

### 第8項 契約内容の変更

- (1) 旅行開始後  
当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめすみやかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがございます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

### 第9項 旅行代金の額の変更

- 旅行契約締結後であっても、次の場合旅行代金を変更する場合がございます。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更します。ただし、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
  - (2) 第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が変動したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したとき（以下「予約超過」といいます。）による変更の場合を除き、当社はその変動差額の範囲内で旅行代金を変更します。旅行実施に要する費用には、当該旅行内容の変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料、その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。
  - (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合は、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。
  - (4) 一人部屋を利用するお客様からは一人部屋追加代金を申し受ける旨をパンフレット等に記載した旅行条件において、複数で申し込んだお客様の方が旅行契約を解除したために他のお客様が一人部屋利用となったときは、旅行契約を解除したお客様から所定の取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様からは一人部屋追加代金を申し受けます。

### 第10項 お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様には、必要事項を記載した書面を当社に提出していただくとともに、交替に際して発生した実費をお支払いいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に關する費用をお支払いいただく場合がございます。)
- (2) 当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交替をお断りする場合がございます。
- (3) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

### 第11項 お客様による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前  
① お客様は、お申し込みいただいたコースが掲載されているパンフレット等に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、当社は既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、差額を申し受けます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日を基準とします。営業時間外に受信したファクシミリやメールによるご連絡は、翌営業日に受信したものと取り扱います。
- ② お客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も、パンフレット等に記載の当社所定の取消料をお支払いいただきます。
- ③ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合は、当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申し込みいただくこととなります。申込人員から一部の人数を取り消される場合も取消料の対象となります。この場合当社は、パンフレット等に記載の所定の取消料を申し受けます。
- ④ 以下に該当する場合、お客様は旅行開始前に取消料なしで旅行契約を解除できます。この場合は、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。  
ア) 第8項に基づき、契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第18項に掲げる表中の①～⑧に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。  
イ) 第9項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。  
ウ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。  
エ) 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。  
オ) 第4項の期日までに最終日程表を交付しなかったとき。
- (2) 旅行開始後  
① お客様の都合で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は途中離脱されたときは、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払戻しをいたしません。
- ② お客様の責任に帰さない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は当該受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなかった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。（当社の責に帰すべき事由によるものを除きます。)

### 第12項 当社による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前  
① お客様より第5項に規定する期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は旅行契約を解除する場合がございます。この場合は、第11項(1)①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ② 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがございます。この場合には、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。  
ア) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。  
イ) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。  
ウ) お客様がお客様にお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められるとき。  
エ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。  
オ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日からさかのぼって3日目にあたる日より前に、旅行の中止をご連絡します。  
カ) スキー等を目的とする旅行における降雪量などの旅行実施条件であって、契約の際に明示したものが成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。  
キ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。  
ク) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明したとき、お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったとき。

## (2) 旅行開始後

①当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがございます。

ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。  
イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
ウ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。  
エ) お客様が本項(1)②ク)のいずれかに該当することが判明したとき。

②前①により当社が旅行契約の解除をしたときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は有効に履行されたものとします。  
③前②の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当社が当該サービス提供者に対して支払い、又はこれから支払うべき取送料、違約料その他の費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 第13項 旅行代金の払戻しの時期

当社は、第9項の規定により旅行代金が減額されたとき、又は第11項及び第12項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払い戻しにあっては解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

## 第14項 旅程管理業務

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行実施を確保することに努め、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではございません。

(1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあるとき、旅行契約に付した旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます(ただし、個人旅行プランを除く)。  
(2)①の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。  
(3)個人旅行プラン等添乗員が同行しない旅行、あるいは添乗員が同行しない区間においては、必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。この場合、変更に伴い追加で発生した費用はお客様の負担となります。

## 第15項 添乗員等の業務

(1)添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。  
(2)添乗員が同行するコースにあっては添乗員が、添乗員が同行しないが現地係員が対応するコースにあっては現地係員が旅程管理業務その他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。  
(3)添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。

## 第16項 当社の指示

お客様は、旅行開始後以降旅行終了までの間、当社企画旅行参加者として行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示にしたがっていただきます。

## 第17項 当社の責任

(1)当社は、当社又は当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。))の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。  
(2)お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。  
ア) 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、感染症による隔離禁止はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止  
イ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止ウ) 自由行動中の事故  
エ) 食中毒  
オ) 盗難  
カ) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮  
(3)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合限り、お一人様につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

## 第18項 旅程保証

(1)当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①②③で規定する変更を除きます)、1件につきお支払対象旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。  
ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部又は一部として支払います。  
①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)

ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変  
イ) 戦乱  
ウ) 暴動  
エ) 官公署の命令  
オ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止  
カ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
キ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置  
②第11項又は第12項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。  
③パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。  
(2)当社がひとつの旅行契約において支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって上限とし、その額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いしません。

(3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがございます。

(4)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。  
(5)旅行開始後に、パンフレット等及び確定書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したときは、旅行地においてすみやかに当社、現地係員又は旅行サービス提供機関にその旨お申し出ください。  
(6)お客様の怪我・疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。

当社が変更補償金を支払う変更 (契約書面に記載した以下の変更)	旅行開始前	旅行開始後
①旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3
②入場する観光地又は観光施設(レストランを含む。)その他の旅行の目的地の変更	1	2
③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る。)	1	2
④運送機関の種類又は会社名の変更	1	2
⑤本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
⑥宿泊機関の種類又は名称の変更	1	2
⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1	2
⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2)確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。  
注3)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。  
注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取扱います。  
注6)⑧に掲げる変更については、①から⑦までを適用せず、⑧によります。

## 第19項 特別補償

(1)当社は、当社が実施する企画旅行に参加中のお客様が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体又は荷物に被られた傷害・損害について、標準旅行業約款の特別補償規程(以下「特別補償規程」といいます。))に定めるところにより、以下の範囲内で補償金及び見舞金を支払います。  
①死亡補償金:1,500万円  
②後遺障害補償金:程度に応じて死亡補償金の3%から100%の金額  
③入院見舞金:(入院日数により)2~20万円  
④通院見舞金:(通院日数により)1~10万円  
※3日以上通院で事故の日から180日以内の通院に限る  
⑤携帯品損害補償金:旅行者1名につき15万円以内。  
※1個又は1対について補償限度は10万円で、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、お支払いいたしません。

※現金、小切手、クレジットカード等保障対象外のものもございます。また、置き忘れ・紛失は対象外となります。  
(2)①の損害について、当社が第17項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき①の補償金は、当該損害賠償金とみなします。  
(3)②に規定する場合において、①の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第17項(1)の規定に基づいて支払うべき損害賠償金〔②の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。〕に相当する額だけ縮減するものとします。  
(4)お客様が旅行参加中に被られた損害が、疾病、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、企画旅行の旅行日程に含まれない自由行動中の山岳登山(登山用具を使用するもの)・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等、特別補償規程第3条から第5条に該当する場合は、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。  
(5)当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)のうち、当社が企画・実施するものについては、またる旅行契約の一部として取扱います。  
(6)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金をお支払いいたしません。

## 第20項 お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、当社はおお客様から損害の賠償を申し受けず。  
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。  
(3)旅行開始後に、パンフレット等及び確定書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したときは、旅行地においてすみやかに当社、現地係員又は旅行サービス提供機関にその旨お申し出ください。  
(4)お客様の怪我・疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。

## 第21項 個人情報の取り扱い

(1)当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。  
(2)当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、提供させていただく場合がございます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合がございます。  
(3)当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお問い合わせする場合がございます。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。  
(4)申込書、参加者名簿、伺い書等の記載内容に誤りがあった場合は、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

## 第22項 その他

(1)この条件に定めのない事項につきましては標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。  
(2)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
(3)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。  
(4)旅行条件及び旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。  
(5)安心してご旅行いただくためにも、お客様ご自身で別途旅行保険に加入されることをお勧めいたします。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。ご旅行の契約に關し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、当社旅行業務取扱管理者までお尋ねください。

## ＜旅行企画・実施＞

青森県事登録 旅行業第2-160号  
一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

またびら

〒030-0945 青森県青森市桜川3-12-8  
また旅はうす1F  
☎info@matatabi-club.com  
TEL 017-752-6705 FAX 017-752-6704

